

# 玉野市中小企業リスタート応援事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が減少している市内中小企業者および小規模事業者が「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」に沿った感染症防止対策を実践し、経済活動をリスタートするための取組に補助金を交付します。

## 補助額

### 補助対象経費の5分の4

**上限額 20万円**

※1,000円未満切り捨て

※補助対象となる取組に係る経費が**62,500円以上**であることが条件

## 対象者

以下の(1)～(5)のすべてに該当する法人または個人

- (1) **主たる事業所が玉野市内にあり下の(表1)の対象となる中小企業者または小規模事業者(個人事業主を含む)**であること。
- (2) 令和2年2月～10月のいずれか1か月の売上が、**前年同月比20%以上減少**していること。
- (3) 申請日時点で事業を継続しており、**今後も事業を継続する意思があること**。
- (4) 市税の**滞納がない**こと。(納税猶予を受けている方を含む)
- (5) **補助対象となる取組(表2)を実施している**こと。

※同一の取組に対し、国・県・市等他の補助金の交付を受けている場合は本補助金の対象となりません。

※一度本補助金の交付を受けた方は、再度申請できません。

※国の「持続化給付金」および「玉野市事業継続支援金」との重複受給は可能です。

(表1)

対 象	対 象 外
<ul style="list-style-type: none"><li>・会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合同会社等)</li><li>・個人事業主(商工業者であること)</li><li>・以下の要件を満たした特定非営利活動法人<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定されている34事業)を行っていること</li><li>(2) 認定特定非営利活動法人でないこと</li></ol></li></ul> <p>※ただし射幸心をそそるおそれがあることまたは公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるものは対象になりません(パチンコ店、麻雀店、性風俗関連特殊営業等)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医師、歯科医師、助産師</li><li>・個人の農林漁業者</li><li>・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)</li><li>・一般社団法人、公益社団法人</li><li>・一般財団法人、公益財団法人</li><li>・医療法人、宗教法人、農事組合法人、社会福祉法人</li><li>・任意団体 等</li></ul>

※補助対象となる取組例等の詳細は裏面をご覧ください。

# 補助対象となる取組例と経費について

## 補助対象となる取組

「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」に沿って実施し、令和2年4月1日以降に発注、申請日までに支払いを完了した、(表2)①～⑥のいずれか1種類以上に該当する取組のこと。

(表2)

取組種別	取組例
①業態転換	3密回避の営業形態への転換等 ・ テイクアウト、宅配、ドライブスルー販売
②環境整備	店舗や工場等の衛生対策のための設備投資、改修、機器の導入等 ・ 飛沫感染防止の間仕切り、無人券売機、セルフレジの導入 ・ 感染症対策に効果がある換気設備、検温器 ・ 感染症対策にかかる看板、のぼり制作費等
③新商品・サービス開発	感染症対策や消費需要喚起のための新たな商品・サービスの開始 ・ サービスのオンライン化 ・ マスクや消毒用品などの感染症対策商品の開発 ・ 前売券、予約券等の販売システムの構築
④販路開拓	移動を控えて行う販路開拓や拡大 ・ ECモールや、オンライン商談会への出店
⑤人材確保	人材確保のための感染症対策を講じたオンライン面接等の実施
⑥その他	各業種別ガイドラインに沿った感染症対策

## 補助対象となる経費

新たに始めた上記の取組であり、その取組での使用が明確に分かるもの。

・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 外注費（委託費） ・ 借上料 ・ 印刷製本費 ・ 広報費

## 補助対象とならない経費

・ 公租公課 ・ 人件費 ・ 各種保険料 ・ 通信費 ・ 光熱水費 ・ 支払手数料  
・ 交際費 ・ その他（公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費）

※補助対象となる経費に含まれる費目であっても、ポイントで支払った場合等、対象とならない場合があります。詳しくは、参考表・Q&Aをご確認ください。

# 補助金申請に必要な書類

## 全員

- 玉野市中小企業リスタート応援事業補助金**交付申請書兼実績報告書**
- 玉野市中小企業リスタート応援事業補助金**経費明細書**
- **領収書・レシートの写し、写真添付台紙**
  - ※領収書は宛名が申請者名義（法人名・屋号・代表者名）となっているもの
  - ※実施した取組の実績（業態転換の様子、機器設置状況、施工前後等）がわかる写真
- **市税完納証明書**（納税猶予を受けている方は、「徴収猶予許可通知書」の写し）
- **振込先口座通帳の写し**（おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方）

## 玉野市事業継続支援金の支給決定を受けている方

- **玉野市事業継続支援金支給決定通知書の写し**

## 玉野市事業継続支援金の支給決定を受けていない方

上記**全員**必要な書類に加えて、以下の提出が必要です。

### 【法人】

- 前事業年度分確定申告書類の写し（別表一、法人事業概況説明書（両面））
- 令和2年2月～10月いずれか1か月の売上高が確認できる書類の写し（売上台帳等）

### 【個人事業主】

- **（青色申告者）** →令和元年分の確定申告書 B 第一表、所得税青色申告決算書の写し（1、2ページ目）
- **（白色申告者）** →令和元年分の確定申告書 B 第一表、収支内訳書の写し（1、2ページ目）
- **（市県民税申告者）** →令和2年度市民税・県民税申告書、月別の売上高が確認できる書類の写し
- 令和2年2月～10月いずれか1か月の売上高が確認できる書類の写し（売上台帳等）
- **本人確認書類の写し**（運転免許証(両面)または運転経歴証明書(両面)・マイナンバーカード(おもて面)・健康保険証(両面)等）
- **（屋号がない場合）** 市内で事業を行っている実態が確認できる書類の写し（開業届、業務請負契約書等）

### 【創業1年未満の事業者のみ】

- **創業日が確認できる資料**（法人：登記事項証明書の写し等、個人事業主：開業届の写し等）

**【注意】** 審査には、申告済の書類が必要です。申告済の確認は、次のいずれかで行います。

- ・ 確定申告書の控えに、税務署の「收受日付印」が押されているか
- ・ e-Tax（電子申告）の場合は、税務署で申告した「電子申告日時」が印字されているか
- ・ 確定申告書に税理士印、青色申告会印が押されているか（市県民税申告の場合は、市の受付印が押されているか）
- ・ 税理士名の記載がある等税理士により作成されているか 等 申告済みであることが確認ができない場合、別途次のいずれかの書類の提出をお願いします。
- ・ e-Tax（電子申告）で申告した確定申告書の控えに「受信通知（所得額の記載あり）」を添付したもの
- ・ 申請者の令和2年度市民税・県民税納税通知書の所得課税明細書欄（令和元年1月から12月までの所得金額を記載したもの）の写し 等

## 申請書の入手先

- ・ 「玉野市ホームページ」からダウンロード
- ・ 市役所1階総合案内（開庁日）
- ・ 産業振興ビル3階 事業継続支援金相談窓口（平日 9:00～17:00）

玉野市中小企業リスタート応援事業

検索



## 申請書類の提出方法

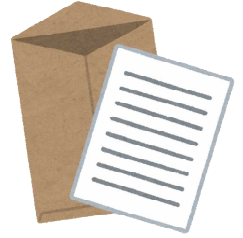
感染症拡大防止のため、**郵送**での提出に御協力ください。

### 郵送先

〒706-0002 玉野市築港 1-1-3 産業振興ビル 4 階  
玉野市産業振興部商工観光課

※封筒に「**リスタート応援事業申請書**在中」と朱書きしてください。

※**郵送料**は申請者の負担となります。



- 申請期限は**令和2年12月25日（金）（消印有効）**です。
- **申請書と、添付書類を合わせて期限内に申請**してください。
- **申請日までに支払いが完了したものが対象**ですのでご注意ください。

- 予算には限りがあるため、申請期限より早く終了する場合があります。
- 審査の結果、申請金額と補助交付金額が異なる場合があります。

- 市職員を装った詐欺にご注意ください。

市職員が申請者を訪問する、通帳やカードを預かる、暗証番号を尋ねる、ATM操作を指示する、お金を請求することは、絶対にありません。

### 問合せ先

玉野市中小企業リスタート応援事業専用相談窓口  
TEL : 0863-21-2345 (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)  
Mail: keizoku@city.tamano.lg.jp

↓ 申請書類郵送先 切り取って封筒に貼ってください

〒706-0002  
玉野市築港 1-1-3 産業振興ビル 4 階  
玉野市産業振興部商工観光課 行  
『**リスタート応援事業申請書**』在中

## 補助対象経費参考表

### ○ 補助対象となる経費

※新型コロナウイルス感染症の影響で、新たに始めた取組であり、かつその取組での使用が明確に分かるものが対象となります。

<b>消耗品費</b>	取組実施に必要な物品の購入にかかる経費 ※主に使い捨てて使用するものであって、文房具・事務用品等汎用性の高いものは対象外 ●感染防止対策のためのマスク、消毒液の購入費用等 ●テイクアウトや宅配の梱包、包装資材の購入費等 ●店内の客の3密を避けるための誘導サイン用のテープ・シール等の購入費等
<b>備品購入費</b>	取組実施に必要な物品の購入・製造にかかる経費 ※1年以上継続して使用できるものに限る ●インターネット上で自社製品の販売を始めるにあたって必要となるパソコン等の購入費 ※原則、パソコン等電子機器単体での申請はできません。 ●オンラインでの商談や面接に使用するWebカメラ等の購入費 ●感染症対策に効果がある換気設備の購入費、検温器等の購入費 ●宅配や移動販売をするために必要な出前機、リヤカー等の購入費
<b>外注費 (委託費)</b>	申請者が自ら実施不可能・不適当なものを他の事業者を外注するために必要な経費 ●「3密」回避や換気のための店内改装・改修にかかる委託料、屋外飲食空間新設にかかる工事費等 ●感染症対策にかかる誘導サイン・看板・のぼり製作費等 ●テイクアウト用商品のパッケージデザイン作成料等
<b>借上料</b>	取組実施に必要な機械器具や会場等のリース・レンタルに要する経費 ※申請日までに支払が完了したのものに限る ●宅配用バイク、車両、フライヤー等の調理器具、販売用什器のレンタル料等 ●WEB立上げにかかるサーバーレンタル料等 ●屋外販売を行うための会場使用料等
<b>印刷製本費</b>	取組で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に係る経費 ●新たな商品・サービスのチラシ・フライヤーの印刷費等 ●新たなサービスを開始するためのマニュアルの製本費等
<b>広報費</b>	取組について広く周知させるための制作費、宣伝費 ●TV、WEB、新聞、雑誌等各種メディアでのキャンペーン広告掲載費等 ●新たな取組について周知するためのPR動画やWEBの作成料等

### ✕ 補助対象とならない経費

<b>公租公課</b>	法人税、所得税、事業税、消費税及び地方消費税等、健康保険料、雇用保険料、労働保険料等
<b>人件費</b>	給与、役員報酬、臨時雇用者への給料等
<b>各種保険料</b>	損害保険料等
<b>通信費</b>	郵便料、送料、電話代、携帯電話料金、インターネット回線使用料等
<b>光熱水費</b>	電気料金、水道料金、ガス料金等
<b>支払手数料</b>	振込手数料、インターネット決済手数料等
<b>交際費</b>	飲食、接待等に要する費用
<b>その他</b>	決算書作成・税務申告等のために税理士や会計士等へ支払った費用、訴訟等のための弁護士費用等、旅費、借入金の支払利息、遅延損害金、損失補償等、取組実施前の設備等の処分・撤去にかかる経費、土地・家屋の取得費用、その他公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費、その他本事業の目的に照らし適当でないと認められる経費  上の【補助対象となる経費】に挙げた経費であっても、次のものは補助対象外となります。 × 令和2年3月31日以前に支払ったもの × 申請日までに支払いが完了していないもの × 領収書の宛名が申請者名義（法人名・屋号・代表者名）でないもの。 × 法人または代表者名義以外のクレジットカードで支払ったもの × 一般価格または市場相場等と比べて著しく高額なもの × グループ企業、関連会社、自社の役員・社員等へ支払ったもの × 手形、小切手、金券、商品券、ポイント等により支払ったもの × 他の取引と混在した支払であって明細等で当該経費が判別できないもの × 他の取引との相殺による支払を行ったもの × 国・県・市等他の補助金の交付を受けているもの